

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（平成8年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条第3項を削る。

第5条第1項中「並びにメディア工房の附帯設備」を削り、「指定管理者」を「第19条の規定によりセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第5項各号列記以外の部分及び第1号中「及びメディア工房の附帯設備」を削る。

第10条第3項中「、ワークショップ室及びメディア工房」を「及びワークショップ室」に改める。

第24条を第25条とし、第18条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

（施設等の使用の特例）

第18条 区長は、区が使用する場合を除いて、公益財団法人せたがや文化財団がこの条例の目的を達成するために事業を行う場合には、公益財団法人せたがや文化財団に、センターの施設等のうち、区長が指定する施設等の区域を使用させることができる。

2 前項の施設等の区域の使用に係る使用料は、無料とする。

別表第5及び別表第6中「第21条関係」を「第22条関係」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。